

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月

平成15年8月、社会保険事務所（当時）から送付されてきた国民年金保険料納付書により、14年4月から15年5月までの国民年金保険料を一括して金融機関の窓口で納付したことを覚えている。

申立期間が国民年金の未納期間とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年8月、社会保険事務所から送付されてきた国民年金保険料納付書により、14年4月から15年5月までの国民年金保険料を一括して金融機関の窓口で納付したと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、平成14年4月から15年5月までのうち、申立期間を除く期間の保険料については同年8月1日に納付されていることが確認できるが、申立期間については保険料未納とされている上、14年4月に国民年金保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されており、年金記録の収納データは金融機関等からの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られていることを踏まえると、記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から平成9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から平成9年3月まで  
昭和55年頃、A町役場で国民年金の加入手続を行ったと思う。  
申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと思う。  
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、昭和52年3月に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、国民年金手帳記号番号払出簿等の調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立期間に係る国民年金保険料納付書は作成されることは無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は、240か月と長期間である上、申立人の妻が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。